前 金	部 分 払
有	0 п

 令 和 元 年 度

 北道維 第 21 号

## 垂水地内道路修繕(舗装)工事設計書

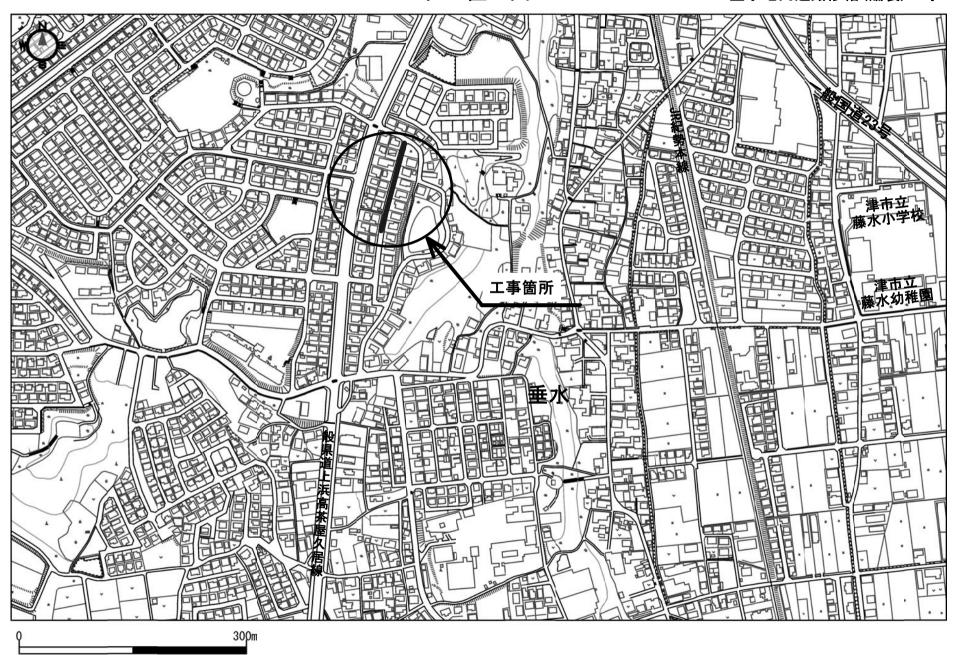
工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市建設部津北工事事務所

令和 元 年度	北道維 第 21 号		工事	設計	書
	津市垂水地内			担当副参事	
施工場所				検算者	
工事名	垂水地内道路修繕(舗装)工事			担当主幹	
上事石				担当副主幹	
設計額				設計者	
<b></b>		(うち消費税等相当額	)		
工 期					
上 朔	令和元年12月 6日限り				
長	_	ф —			
•		エ 事 の ナ	要	•	

表層 659m2

## 位 置 図



1:5,000

		設 計 内	訳 表		
費目 工事 工種 種別	単 位	数量	単 価	金 額	摘要
本工事費					
道路修繕	式				
		1. 000			
舗装工	式				
		1. 000			
舗装打換え工	式				第 0001 号 明細表
		1. 000			
仮設工	式				
		1. 000			
交通管理工	式				第 0002 号 明細表
		1. 000			
直接工事費計	式				
		1. 000			
間接工事費					
共通仮設費					

		設 計 内	訳 表		
費目 工事 工種 種別 区分	単位	数量	単 価	金 額	摘  要
共通仮設費 (率計上額)	式				
		1.000			
共通仮設費計	式				
		1.000			
純工事費	式				
		1.000			
現場管理費	式				
		1.000			
工事原価	式				
		1.000			
一般管理費等	式				
		1.000			
工事価格	式				
		1.000			
消費税及び地方消費税相当額	式				
		1.000			
本工事費計	式				
		1.000			

第 0001 号 明細表 舗装打換え工					1 式 (上段 :前 回 下段 :今 回)
細 別 規格	単 位	数量	単 価	金 額	摘要
舗装版切断(施工パッケージ)					CB430510 (0001)
  アスファルト舗装版 15cm以下	m				
		5. 000			
舗装版破砕(施工パッケージ)		0.000			CB430310 (0002)
	m2				
		659. 000			
設運搬(施工パッケージ)		055.000			第0001号施工単価表
	m3				
舗装版破砕		22 000			
  建設廃棄物受入れ料金 (As塊)		33. 000			
	m3				
不陸整正(施工パッケージ)		33. 000			CB410010 (0004)
/\医正工(旭工/·//) <b>√</b> /	m2				<i>eb</i> 110010 (0001)
有り 17mm以上21mm未満 再生クラッシャラン RC-40					
		659. 000			第0002号施工単価表
表層(施工パッケージ)	m2				另0002万旭工芋屾衣
1層当り平均仕上り厚 50 mm 密粒ギャップアスコ					
ン13改質(I) すべり止め		659. 000			
合 計					

第 0002 号 明細表 交通管理工									1 式		
								(上段 :前 回	下段	: 今	回)
細 別 規格	単位	数	量	単	価	金	額	摘	要		
交通誘導警備員								第0003号施工単価表			
	式										
			1.000								
A =1											
合 計											

設運搬(施工パッケージ) 舗装版破砕					第 0001 号 施工単価表 1.000 m3 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘  要
殻運搬(施工パッケージ)					CB227010 (0003)
舗装版破砕	m3	1.000			
合計	m3	1. 000			
単位当り	m3	1. 000	当り		

表層(施工パッケージ) 1層当り平均仕上り厚 50 mm 密料	第 0002 号 施工単価表 1.000 m2 当り				
名称	単位	数量	単 価	金額	摘   要
表層(車道・路肩部)(施工パッケージ)					CB410260 (0005)
1層当り平均仕上り厚 50 mm 密粒ギャップアスコ ン13改質(I) すべり止め プライムコート PK-3	m2	1. 000			
슴計	m2	1. 000			
単位当り	m2	1. 000	当り		

交通誘導警備員					第 0003 号 施工単価表 1.000 式 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘要
交通誘導警備員B					
	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

			施工パッケー	ージ単価一覧表	長	
単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB430510 (0001)	舗装版切断(施工パッケージ)	m			舗装版種別	アスファルト舗装版
					アスファルト舗装版厚	15cm以下
CB430310 (0002)	舗装版破砕(施工パッケージ)	m2				
CB227010 (0003)	殻運搬(施工パッケージ)	m3			殻発生作業	舗装版破砕
CB410010 (0004)	不陸整正(施工パッケージ)	m2			補足材料の有無	有り
					補足材料平均厚さ	17mm以上21mm未満
					補足材料	再生クラッシャラン RC-40
CB410260 (0005)	表層(車道・路肩部)(施工パッケーシ゛)	m2			1層当り平均仕上り厚(mm)	1層当り平均仕上り厚 50 mm
	T, // / /				材料	密粒ギャップアスコン13改質(I) すべり止め
					瀝青材料種類	プ・ライムコート PK-3

令和元年度北道維第21号 垂水地内道路修繕(舗装)工事 数量総括表 (道路維持工事) いが : 道路修繕

		エ	事数量	総 括 表			
<b>レベル1</b>	レベル2	V^* N3	レベル4	V^* N5	<b>出</b>	**. =	<b>*</b>
(工事区分)	(工種)	(種別)	(細別)	(規格)	単位	数量	摘要
道路修繕					式	1	
<b>担</b>					Ι(	1	
	舗装工			式		1	
		舗装打換え工			式	1	
		and set of the set of					
			舗装版切断	As版	m	5	
			舗装版破砕	As版	m 2	659	
			殼運搬	As殻	m 3	33	
			殼処分	As殼	m 3	33	
			不陸整正	RC-40 平均t=2cm	m 2	659	
			竹件走工	密粒度ギャップアスコン(13)改質(I)	111 2	003	
			表層	t=5cm	m 2	659	
	仮設工				式	1	
		交通管理工			式	1	
			六 洛 沃 道 敬 供 早	六语录道敬供号 /D\	式	1	6人
			交通誘導警備員	交通誘導警備員(B)	工	l	U.A.

			数量計算書		
レヘ゛ル2	レヘ゛ル3	レヘ゛ル4	V^* IV5	単位	数量
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)	- 平位	<b>奴里</b> 
舗装工	舗装打換え工	舗装版切断	As版 t=5cm	m	5. 4
		HIII DATINA PARA	No. 3 L=5. 35 = 5. 35		
		舗装版破砕	As版 別紙舗装工面積計算書より A= = 658.60	m 2	658. 6
		殼運搬	As殻 舗装版破砕より V= 658.6 × 0.05 = 32.93	m 3	32. 9
		殼処分	設運搬より = 32.93	m 3	32. 9
		不陸整正	RC-40 平均t=2cm 別紙舗装工面積計算書より A= = 658.60	m 2	658. 6
		表層	密粒度ギャップアスコン(13)改質(I)すべり止め t=5cm 別紙舗装工面積計算書より	m 2	658. 6
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	A= = 658.60	式	1.0

## 舗装工面積計算書

#### 舗装版破砕、不陸整正、表層

測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)	測点	距離(m)	幅(m)	面積(m2)
自: No.0		13. 30		自:			
至: No. 0+4. 0	4. 0	6. 25	39. 1	至:			
自: No. 0+4. 0		6. 25		自:			
至: No. 0+7. 2	3. 2	5. 35	18. 6				
自: No. 0+7. 2		5. 35		自:			
至: No. 1	32. 8	5. 35	175. 5				
自: No.1		5. 35		自:			
至: No. 1+15. 9	15. 9	5. 35	85. 1				
自: No. 1+16. 4		5. 35		自:			
至: No. 2	23. 6	5. 35	126. 3				
自: No. 2		5. 35		自:			
至: No. 3	40.0	5. 35	214. 0				
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
自:				自:			
至:				至:			
合計	119. 5		658. 6	合計			

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
共通	共通	<ul> <li>✓ 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(平成28年7月)に準じて行うものとする。</li> <li>✓ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書(施工条件明示一覧表)並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(平成28年7月)に優先する。</li> <li>✓ 本工事はすべて設計図書(図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む)によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。</li> <li>✓ 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。</li> </ul>
	施工計画	<ul><li>☑ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。</li><li>☑ 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。</li><li>☑ 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者(クレーン運転士、玉掛作業者など)の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。</li></ul>
	施工体制台帳	☑ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	☑ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。 □ 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<ul> <li>契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</li> <li>         工事中(養生中を含む)の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。     </li> <li>         排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。     </li> </ul>
I	工程	✓ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
程 !	関係機関協議	<ul> <li></li></ul>
	日公けへの手続さ寺	☑ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
用地・補償	事業損失	□ 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☑ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
係	民地の保全	<ul><li>☑ 官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鋲、プレート等)が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</li><li>☑ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</li></ul>
安全対策	工事中の安全確保	<ul> <li>施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。         う機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。         地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。         図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</li> <li>✓ 工種 ( 全工種 )について、施工日の即日開放を原則とする。</li> <li>✓ 工種 ( )について、事前に ( 警察署)と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</li> <li>✓ 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示することを、現場において設置する仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。</li> <li>✓ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。</li> </ul>
	交通安全管理	□ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導警備員」という)を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。 □ 交通誘導警備員のうち 1 人は有資格者(平成 1 7 年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる 1 級又は 2 級検定合格者)または、交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者を配置するものとする。 □ 交達者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書(写し)を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表(資格・実務経験年数を明示したもの)及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする(但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする)。 □ 交通誘導警備員に一日一日の工事(どこまで進入できるか等)を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
環境対策	環境対策	□ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 □ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 □ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書(写し)及び収集運搬業・処分業の許可証(写し)を監督員に提示もしくは提出すること。 □ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類部分下請負通知書	□ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。 □ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。 (提出部数 2部 用紙サイズ: A 4) □ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。 □ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物(事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し)、生コンクリート(製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料)、購入土、砕石(新材)等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。 □ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者(再下請負業者を含む) の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。な は設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。 □ 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに 関する事項	☑ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)		
その他	┃			
	部分使用	□ 部分使用箇所 (       )         □ 部分使用時期 (       )         □ 部分使用目的 (       )		
	部分引渡し	□ 部分引渡し指定部分 ( 別途説明書に記載 ) □ 部分引渡し時期 ( ) )		
	巡回	□ 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。		
	その他			

#### 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名: )	□ 調整項目 ( □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名 ( ) 施工時期及び施工時間 ( ) 施工方法 ( )
	工期	□  工期は、繰越手続きが完了後、( 年 日) までに変更します。
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名(
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□□□ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他( ))
	□ その他( )	□ その他 ( )
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所(□ 別添図       □ No.       ~No.       □ 別途協議 )         □ 完了見込み時期(□ □ 令和 年 月頃 □ 別途協議 )       □ 別途協議 )
	□ 仮設ヤードの有無	□ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他( ) □ 別途協議 ) □ 仮設ヤード使用期間( ) □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法( )
	□ その他 ( )	□ その他 ( )
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目 ( □ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん   ☑ 排出ガス □ その他 ( ) )   施工方法等 ( □ 指定工法名 ( ) □ その他 ( ) □ 別途協議 )   施工時期 ( )
	■事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	口 その他 ( )	□ その他(
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	✓       交通安全施設等の配置 ( □ 別途図面 □ その他 ( ) ✓ 別途協議 )         ✓       交通誘導警備員の配置 □ 別途図面 □ その他 ( ) ✓ 別途協議 )         □ 指定路線       ✓ 指定路線以外         ✓ 配置人員数 (3人) (うち交通誘導警備員A (0人))       (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)         ✓       交通誘導警備員の配置時間 ( 別途協議 )         ✓       交通誘導警備員の配置期間 ( 別途協議 )         ✓       交通誘導警備員配置の対象工種 ( 全工種 )
	☑ 近接施設等に対する制限	<ul> <li>☑ 既存施設あり</li> <li>・近接公共施設 ( □ 鉄道 ☑ 電気 □ 電話 ☑ 水道 ☑ ガス □ その他 ( ) )</li> <li>・近接施設 (□ 擁壁 ( ) ☑ ブロック塀 □ 家屋 □ その他 ( ) )</li> <li>・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</li> <li>□ 工法制限あり</li> <li>・制限を受ける工種 ( )</li> <li>・制限内容 ( )</li> </ul>
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 (□ 別途図面 □ その他 ( )□ 別途協議 ) □ 保安要員の配置 (□ 別途図面 □ その他 ( )□ 別途協議 )
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	<ul> <li>✓ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</li> <li>✓ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</li> </ul>
	 □ その他(    )	18.
L	L   C   C   C   C   C   C   C   C   C	

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 用地及び構造 (□ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 安全施設 (□ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )
	□ その他 ( )	□ その他(
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 転用あり ( □ 兼用あり ( ) ) □ 未用あり ( )
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□別添図等□ その他( )□別途協議 )□ 施工方法( )
	□ その他 ( )	一  その他(
残土・産業 廃棄物関係	□ 残土処分(自由処分) □ 残土処分(指定処分・他工事流用)  ☑ 産業廃棄物の処理条件あり	□ 残土処分地(□ 別途資料 □ その他( ) □ 別途協議 ) □ 運搬距離 (L = km) □ 処分地の処理条件あり (□ 押土整地 □ その他 ( ))
		□ 産業廃棄物の種類 (□コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他 (□ )) □ 産業廃棄物の処分地 (□ 再生処分場 (□□ 日
	□ その他 ( )	□ その他(
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( ) □ 移設時期 ( □ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □   防護 ( )
	□ その他	ことの他(

#### 特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	□薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件 ( ) 工法区分 ( ) 材料種類 ( ) 施工範囲 ( ) □ 削孔数量 ( ) 注入量 ( ) その他 ( )
	□ 提出書類あり	□ 工法関係(
	□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	□ その他 ( )	□ その他 ( ) The state of the s
再生材使用関係	■ 再生材使用の指定あり	□ 再生材の種類 (□ 再生Asコン□ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン□ 道路用盛土材□ 再生コン砂) □ 再生材が使用出来ない場合の措置 (□ 新材に変更□ その他 (□ ) □ 別途協議 )
	  □ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	☑   再生材が使用出来ない場合の措置( □ 新材に変更 □ その他( ) ☑ 別途協議 )   □   再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	□□ハ岫シロム俗山内歌のり(塚現日小男田の名俗山内歌) □□「三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。
	認定製品の使用について	
		□ グレーチング □ その他 ( ))
		☑ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
		(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )
	□ その他 ( )	□ その他 (
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	□   保管場所 ( ) 期間 ( ) その他 ( )
	□ 現場発生品あり	□ 品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( ) その他 ( ) **********************************
	支給品あり	□ 品名 ( ) 数量 ( ) 引渡場所 ( ) □ 時期 (令和 年 月 日) その他 ( )
	:  □   盛土材等工事間流用あり	□   運搬方法 ( □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他 ( ) )
	m T 1 (1 T ± 1410/10) (1 0)	□ 引渡場所(□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他( ))
		数量 (
	□ 現場環境改善費適用工事	□ 現場環境改善の内容(率分)(
		□ 現場環境改善の内容(積上)( )
** III & /4.	□ その他 ( )	□   その他(
通用条件	図 適用条件	□ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和 元年 7月 1日)) □ 「七木構造物設計マニュアル(案) 編』を適用
		□ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 ☑ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)を参考とする。
		(津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)
		□ その他(
I		

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
共通仕様書 第1編第1章	<ul><li>✓ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった 場合は、全ての工種を重点監督とする。)</li><li>□ 重点監督</li></ul>	■点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種(
入札・契約方式	□ 入札時VE方式 □ 契約後VE方式 □ 設計・施行一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、 貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電子納品	<ul><li>□ 工事完成図書(工事写真含む)</li><li>☑ 電子納品対象外</li></ul>	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(□ 2部□ (□ )部)とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 元年 7月改訂)を適用
産業廃棄物税	産業廃棄物税	☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録	□ 工事カルテ作成・登録	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム	□ 建設副産物情報交換システム	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
	□ 工事実態調査	発注者より工事実態調査の指示があった場合は、工事実態調査に協力すること。
対策	□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	□ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認 すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
その他	□ その他	( )

Ë

## 1 機喧

暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。) 通の調 の特記 Ħ な履行を確保す 仕様は、本市が締結する契約等から Ś 1 とに関し、必要な事項を定 の暴力団 の不当介入を排除し、契約 8 10 喍 £ 9 力団関係者  $rac{1}{2}$ ب س م

## 2 用語

置要網 の特記仕様におけ (平成27年津市訓第7 N 用語は 1 6号) において使用する用語の例に 津市の締結す Ø 契約等からの暴 过国  $\mathcal{F}$ 等排除  $_{\circ}^{\circ}$ 

## 3 受注者等の義務

- $\Box$ 力団等と認めら 本市の契約等の相 なる 手方 下請負人等を使用し 及び下請負人等 一人(以下 てはな 「受注者等」 らない。  $\cap$ くらら <del>1</del>
- $\widehat{\Omega}$ はならない。 受注者等は、 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入
- $\widehat{\omega}$ 施設及び廃棄物処理 受注者等は、 暴力団 光業! 継 鄉  $\sim$ 認められる を使用し てはならない。 廃棄物処理業者が有す  $\mathcal{O}$ 廃棄物 処理
- <u>4</u> 文書に 30 B F7 は速やかに本市に文書に よる不当介入を受けた 受注者は、 \$ \$\partial \text{\$\partial}\$ て報告する 本市 .の場  $\bigcap$  $\wedge$ 絡結 合において、  $\sim$ もに所轄の警察署に  $\sim$ てその内容  $\subset$ きは、断固とし 4 契約等の履行に 数数 を報 上必要な協力を行  $\exists \not \vdash$ À 通報し捜査上必要な協  $\subset$ 当たり これを拒否し なければならない。 受注 いた 、直ちに本 \* 翀  $\mathcal{C}$ 14 力をする EK 七 がに 4

圌 S 『が必要  $_{\circ}^{\circ}$ 3; とな 受注者等が不当介入を受けた った  $\sim$ 14 受注者は本市に ( Y  $\sim$ 契約期間の延長 を理由に 契約期間の延長 鄉 を求める 継 の描  $\sim$ تزل

# 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

指名停止措置を講じ と密接な関係 対し、準市 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等 建設 R 在 Ĥ  $\subset$ んころ #  $\mathcal{N}$ :維結 ものとする。 ₩  $rac{1}{2}$ 停止基準(平成 認められると がなか 0 . ビは、 1年4 と認められると 4 当該入札参加資格者等 圧  $\infty$ 日施行) 14 1 r j 暴力団 其 J,

単づ # % 上記3の義務に違 9 4  $_{\circ}^{\circ}$ M  $\subset$ た夏 注 者 絆 対に対  $\subset$ 4 Œ. 回蒸ご 並 **₩** 争 . 止措置

## 5 契約等の解除

**|** 加資格者等 記の暴力団等  $\mathcal{C}$ の契約等に  $\mathcal{C}$ 認められ 5  $\sim$  $\forall$ 14 H 2  $\mathcal{L}$ してこり 1 とか 解除す 指名停止措置が講じ  $\mathcal{N}$ 1  $\sim$ がば 52

## 再生砕石 (RC-40)の使用についての留意事項

砕石(RC-40)の使用にあたり下記に十分留意すること。 理基準)に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。ついては、再生 津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書(三重県建設副産物処

## 0 再生砕石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料 出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

れがあることから、使用材料確認表 である等) の再生砕石等の混入がないよう対策し、施工前に異常(異物の混入、軽量 搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐 を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。 (材料確認順) で確認を得た材料以外

# 0 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。

- 三重県公共工事共通仕様書 添付資料
- 4. 三重県建設副産物処理基準
- 第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用
- 2.再生砕石 (RC-40) の品質規格 参照

## 配慮依頼事項

 $\forall$ 御配 注 慮 いた F7 The state of  $\wedge$ ٦ Vγ 5; 1 臐 9 契 慾  $\subset$ H 4 4 履行 4  $\mathcal{O}$ 7 H 7 J 4 ᅱ 삔 9 1  $\mathcal{C}$ Ñ 5

注 27 願いす 者に 类 账  $\mathcal{O}$ 烮 Œ Y 問問 9 不利益 慮 S 依頼 H 5 事項 R 課する 赋 注 Ħ Œ 琳 9 発 が津市のお願いに なが **光** H S 5 H H  $\mathcal{N}$ はたる。 準市 75 於 赋  $\Box$ 2 注 Ż \* 9 S 4 ₩, 畆  $\blacksquare$ 2  $\Box \triangleright$ (1 擁 力 /JK

## 쀤

- 市内本店  $\square$ ᅱ ₹° ) 請契約又は再 事業者 が認め られた を活用する 教業 契約にあっ 狹 1 ᅱ  $\mathcal{C}$ 請以降のす に配慮し ては、 下請契約又は再  $\wedge$ 7, 六  $\forall$ 04 5 の下請負 袠 人又は 1 に 丰 # 5 教光  $\forall$ 辨
- $\mathcal{O}$ 4 ください。  $\mathcal{O}$ 1  $\sim$ 原材料等の調達が必要 及び地元 大田、田、 地元  $\mathbb{H}$ 強品  $\mathcal{C}$ 4 Ø PH 畆 庚 用する 合は、  $\mathcal{O}$ 市内本店 1  $\mathcal{C}$ 17 5 いて # 羰 \*  $\mathcal{C}^{\leftarrow}$ 門 ζ 慮  $Q_{\lambda}$ 艦  $\subset$ 連 4
- $\omega$ 建設機械 入れする 機器  $\cap$ F7 等の借 配慮  $\subset$ てへだ 入れが N 汶 い。 瞅  $\cap$ 3 Ø 並  $\Box \triangleright$ H # 人 \* 파 # 牃 辨 なな 5
- 4 業務  $\mathcal{O}$ 1 ;従事者 とに暫 真 翀 9 使用 4  $\wedge$ だ 人等が必要 みい。 とな  $\mathcal{O}$ 並 ; H 使用人等に 1 凩 R 活 田

## Ш[

な事項 の辞 慮 良な 記仕様は 事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図 8  $\mathcal{N}$ 4904 本市が締結す B  $\omega$ 公契約にお いて お働光とこる図り rの労働環境 r) 関し、 火夷 の確

## $\sim$ 田

ᅱ の特記 :例] 77 仕様におけ ٧V 0  $\overline{\phantom{a}}$ におい る用語は て使用す 、津市公契約条例  $\mathcal{O}$ 用語の例に (津市条 9- $_{\circ}^{\circ}$ 迿 徭  $\sim$ 2 少少  $\widehat{\mathbb{Z}}$ 

## $\omega$ 妣

- (1)関係法令及び条例 9 規 定 を連 4 しな ければ なら ない
- $\widehat{\mathcal{Q}}$ 受注 \* がは 労働 者の適正 な労 **動環境** の確保に努めなければな 5 3 /2
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 意に ·締結 受注 拱 琳  $\subset$ びいた適正な が続け カソウト 労働者 Ø 契約を行  $rac{1}{2}$ 14  $\sim$ J, かな 下請契約等 な労使関係 ければ 3 3 5 の抽 を構築するとともに、下請契約等 ない。 手方  $\cap$ 対等な立場におけ √
  □
- 事る ならない。 Ä 業者又は本市の区 等は、 、地域経済 ᅱ 請契約等の相手方を の発展に配慮 , 英乙 S 生産  $\c \c \c$ された資材 本市の 選定す カンのま 区域内に主た 等を活用 4  $\bowtie$ . H  $\mathcal{O}$ こる事務所を20よう努めない 資材等 PY 鵬 を有す けれ
- 受注者 適田 音は、 .履行 なければなら 公契約に 携わる者 ない。  $\wedge$  $\subset$ 4 往 会的な責任を Ш-흰 1>> 楔約
- 6 がば (以下「市長等」 ₩ 湘 等は、 4 Ø 公契約に 条例第 関する施策に協力しなければな という。) 7条第1項の規定に が行う 報告の求め及 拱 J, NH. 市長 XIX.  $Q_{\lambda}$ び立入検査その他本 ない。 上下水道

## 1> 契約の解除等

の解除、 <del>||</del> 長等は、 受注者等 受注 がの結 新維 名停止 が次の各 翀 必要な措置を採 号のいずれかに N 烮  $\sim$ ŽŽ Ø S  $\cap$ NH. 14 Ĭ,  $\mathcal{N}$ 账 烮 1> 契 然

- 又は同項の規定 条例第7条第1項の規定に · 文 人 で応 紁 7 ر ال <u>;</u> चूं 立入検 若し بر س 桓 で指み、 は虚偽の回答 報告を 妨げ 京の R 者し 若し  $\subset$ 7 くは感  $\cap$ 0 0 は忌避し、 偽の報告 批  $\subset$ 4 \ ti
- $\widehat{\mathfrak{D}}$ 条例 徭  $\vdash$ 項の )規定 (1)  $\omega$ 命令に 従 3 5  $\sim$ 14
- $\infty$  $\aleph$ 〔の規 定 (Y ٦  $\mathcal{W}$ 報告 14 倾 5 X ii 阿 多の 報告  $\mathcal{L}$ 14
- $\widehat{4}$  $\mathcal{Q}_{\lambda}$ 蓝 1 Ø 引ののほ 条例の規定 . 導 য়  $\sim$ NH
- 5 1> S ては、 別紙誓約事項 . に達 A 7 14

# 労働環境の確保に係る誓約事項

7110 津市公契約条例 了承し、遵守する (Z) 「条例」という。) とを誓約します。 6 条の規定に ٦ 5 下記事項に

契約解除及び違約金徴収について異議はあり また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関 ません。 への通報、 指名停止

#### 빤

- 係法令」という。) 津市公契約条例施行規則第8条に掲げ を遵守する 1  $\overset{\circ}{\smile}$ る関係法令 (次項において単に 三選
- $\mathcal{O}$ 津市上下水道事業管理者 (以下「市長等」という。) へ報告するこ 関係法令に違反し、関係機関から是正 勧告等があった場合 は、津市長 ° C
- $\omega$ だするこ 条例第  $\overset{\circ}{\smile}$ 7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に
- いをしないこと。 労働者が条例第9条第1項の規定に )をしたことを理由に、 当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱 よる申出(以下「違反申出」とい
- $\mathfrak{O}$ 労働者に対し、 条例の内容について周 知を 行 Vγ ( Y  $\sim$
- の請負契約金額の見直 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は し、労働 者の賃金の引上げ等について適切に対応す 下請契約等
- 7 市長等が行う施策に協力すること。